

# 茨城県報 第5512号

昭和42年6月19日

(月曜日)

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目次

### 告 示

	ページ
●生活保護法に基づく看護料	1
●救急診療所の認定	2
●助産婦名簿の訂正	2
●木材業者等の登録	2
●道路の区域変更(5件)	3
●道路の供用開始(3件)	5

### 公 告

●農産物奨励品種の選定改廃	6
●宅地建物取引業者の免許	8
●昭和42年度吏員昇任試験, 選考の実施	8
●昭和42年度小・中学校吏員相当事務職昇任試験の実施	12
●自動車等運転者の行政処分に関する聴聞	14

## 告 示

### 茨城県告示第741号

生活保護法(昭和25年第144号)第15条第5号の規定による看護を行なう場合の看護料を次のとおり定め、昭和42年5月1日から適用する。

なお、昭和41年5月19日茨城県告示第563号は、廃止する。

昭和42年6月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

看護料基準表(1日当たりの看護料)

区 分	看 護 婦 (1, 2級地)	准 看 護 婦 (1, 2級地)	看 護 補 助 者 (1, 2級地)
病 類 別			
普 通 病	1,220 円	980 円	850 円
伝 染 病	1,460	1,170	1,020
特 殊 伝 染 病	1,830	1,460	

(備考)

1 この基準表は最高限度額であり、現に要した看護料がこの範囲内であるときは、その額とす

る。

- 2 看護料には、看護に必要ないつさいの経費（食費、寝具代等）を含むものとする。
- 3 看護補助者による看護は、やむを得ない事情により看護婦または准看護婦による看護の受けられない場合において、看護補助者が主治医または看護婦の指揮を受けて看護の補助を行なったことを施設長が証明した場合のみとする。
- 4 医師の指示によつて徹夜勤務をした場合は、1日当たりの看護料に2割5分を加算した額とする。
- 5 職業安定法の規定に基づく有料職業紹介事業を行なう者の紹介を受けて看護婦等を求めた場合であつて、同法による受付手数料及び紹介手数料を必要とするときは、1件につき80円に日当の1割に相当する額を加えた額の範囲内で加算してさしつかえない。

茨城県告示第742号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づく救急診療所として認めたので、同省令第2条の規定により公示する。

昭和42年6月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

名 称	所 在 地	備 考
鷺 沢 外 科 医 院	水 戸 市 西 原 町 3 7 6 2 番 地	

茨城県告示第743号

保健婦助産婦看護婦法施行令第6条第2項の規定により助産婦名簿を訂正した。

昭和42年6月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号	登録年月日	種別	訂正年月日	住 所	(旧)本籍	(旧)氏名	生年月日
3162	昭和22年1月27日	助産婦	昭和42年6月10日	茨城県竜ヶ崎市5160	(茨城県)東京都	(上野八重子)宮崎八重子	大正13年9月19日
4277	昭和29年2月1日	"	"	東京都葛飾区亀有1丁目33番2号	茨城県	(山本 和子)坂本 和子	昭和8年3月1日

茨城県告示第744号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により下記の者を木材業者等として登録したので同条第3項の規定により公示する。

昭和42年6月19日

茨城県県北振興事務所長 岩 上 昌 夫

第1種業者登録

登 録 年月日	登 録 番 号	住 所 (所 在 地)	名 称	氏 名 (代表者) (氏 名)	営 業 所 又 は 工 場		業 種
					名 称	所 在 地	
昭和 42.5.30	北振 第11号	水戸市川岸通り 1206	関 林 業	関 久夫	前記に同じ	住所に同じ	素材生産業
"	" 第12号	水戸市根積町547	大興製紙(株) 茨城出張所	所長 杉山 稔	"	"	"
" 42.6.2	" 第13号	常陸太田市 白羽町354の2		大津 宗利		"	"
"	" 第14号	日立市東河内町 892	(武) 会沢林業	会沢 武志	前記に同じ	"	素材生産業 販 売 業
" 42.6.9	" 第15号	水戸市愛宕町 1928	三 和 木 材	山田 忠	"	"	販 売 業

茨城県告示第745号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和42年6月19日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
する。

昭和42年6月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 赤塚馬口労線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
水戸市河和田町1857番地 地先から	旧	メートル 4.4~10.9	メートル 3,821.6	一般国道50号線の不用 物件の一部を加える。
水戸市河和田町370番地 地先まで	新	4.4~13.0	4,459.6	

茨城県告示第746号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和42年6月19日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
する。

昭和42年6月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道

2 路線名 51号線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
東茨城郡大洗町成田町 字市の沢平3979番地地先から	旧	メートル 7.0~17.0	メートル 4,256.0	建設省直轄工事
		16.0~45.1	4,180.0	
東茨城郡大洗町大貫町字前原 1212番地の11地先まで	新	21.0~55.0	4,050.0	

茨城県告示第747号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和42年6月19日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
する。

昭和42年6月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 124号線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
東茨城郡大洗町成田町 字市の沢平3979番地地先から	旧	メートル 7.0~17.0	メートル 4,256.0	50号線との重用区間 を区域変更する。
		16.0~45.1	4,180.0	
東茨城郡大洗町大貫町字前原 1212番地の11地先まで	新	21.0~55.0	4,050.0	

茨城県告示第748号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和42年6月19日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
する。

昭和42年6月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 道路の種類 県 道

2 路線名 那珂湊勝田線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
勝田市三反田町字上高井 2910番地の1地先から	旧	メートル 4.5~6.0	メートル 375.0	36単県局改 第28号工事
勝田市三反田町字天皇前 4540番地地先まで	新	8.6~9.8	367.0	

茨城県告示第749号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和42年6月19日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
する。

昭和42年6月19日

茨城県知事 岩 上 三 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 那珂湊勝田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の巾員	延 長	摘 要
那珂湊市柳沢町字五所の内 480番地の1地先から	旧	メートル 3.5~5.5	メートル 805.0	38国補特改 第14号工事
勝田市三反田町字下高井 5046番地地先まで	新	8.8~13.2	810.0	

茨城県告示第750号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。  
その関係図面は、昭和42年6月19日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供  
する。

昭和42年6月19日

茨城県知事 岩 上 三 郎

- 1 路 線 名 県道赤塚馬口旁線
- 2 供用開始の区間 水戸市河和田町1857番地地先から  
水戸市河和田町370番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和42年6月19日

茨城県告示第751号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。

その関係図面は、昭和42年6月19日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年6月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道那珂湊勝田線
- 2 供用開始の区間 勝田市三反田町字上高井2910番地の1地先から  
勝田市三反田町字天皇前4540番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和42年6月19日

茨城県告示第752号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。

その関係図面は、昭和42年6月19日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和42年6月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道那珂湊勝田線
- 2 供用開始の区間 那珂湊市柳沢町字五所の内480番地の1地先から  
勝田市三反田町字下高井5046番地地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和42年6月19日

公 告

●農産物奨励品種の選定改廃

次の農作物の品種を奨励品種に選定し、または奨励品種から除外した。

昭和42年6月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 奨励品種に選定したもの  
水稲「ハツヒノデ」
- 2 奨励品種から除外したもの  
水稲「トネワセ」
- 3 奨励品種に選定された品種の特性  
水稲「ハツヒノデ」  
(登録番号農林181号)  
系統名 奥羽249号

(1) 来 歴

昭和32年九州農業試験場において、「ハツニシキ」を母、「十石」を父として人工交配を行ない、F<sub>1</sub>～F<sub>4</sub>を同場内のガラス室で昭和32年8月から34年11月にわたり世代促進を行なつた材料を、昭和35年以後東北農業試験場で、選抜育成されたものである。昭和37年より「奥羽249号」の系統名をつけ、特性及び地域適応性の検定が行なわれてきたものである。

茨城では、昭和38年より調査を行ない、39年より県内地域の適応性を検定してきたものであり、昭和42年度に新品種に登録されたものである。

(2) 特性概要

ア 形態的特性 ホウネンワセより短稈、穂はホウネンワセと同程度で、穂数も同程度かやや少ない偏穂数型である。稈はホウネンワセより太く、草丈は出穂直前まではかなり短い。出穂後にはやや伸長が目立ち、止葉は比較的大きい。粒着は中位、脱粒性は難、短芒があり、稈先色は褐色である。玄米は中長で、ホウネンワセより大きく、僅かに腹白がでる。粒ぞろいよく、色沢、光沢はよい。

イ 生態的特性 出穂、成熟期ともトネワセより2～3日遅く、コシヒカリより4～5日早い早生の粳種である。短稈に加えて稈性も強く、かなり多肥してもなびく程度で倒伏しにくい。いもち病抵抗性は、はいもち、ほいもち共にトネワセよりはかなり強い。もんがれ病にはやや弱く、枯上りは多い方である。品質はホウネンワセよりやや劣るが、トネワセにはまさる。食味は、ホウネンワセと同等かやや劣る。収量は普通栽培ではコシヒカリ、ホウネンワセと同等であるが、トネワセにまさり、多肥栽培ではこれらの品種にまさる。

(3) 栽培の適地及び栽培上の注意

ハツピノデは、極短稈で倒伏に強く、肥沃地及び多肥による増収栽培向きであり、秋落地等地方の劣る所には適さないと思われる。したがって、県北山間～準山間の冷水いもち病地帯を除いた全地域で、特に鈹質土壌及び泥炭土壌で比較的酸化型のところに好適する。

なお、県西のトネワセ地帯での、くびいもち、県中部のコシヒカリ地帯、県南のコシヒカリ、ホウネンワセ地帯の倒伏等が問題の地域に広く好適するものと思われる。

栽培上特に注意することは次の通りである。

ア 穂がホウネンワセ程度なので、初期の穂数確保が特に肝要である。そのためには基肥に重点をおき、かつ後期の稔実不良をきたさぬよう穂肥の適正に留意する。

イ いもち病、もんがれ病耐病性は十分でないので、防除は必ず行なうようにする。

ウ 穂発芽性もやや易であるので、刈取期に多雨が予想される場合は早目に刈取ることが望ましい。

エ 短稈強稈種であり倒伏性に強いとはいえ、いもち病にはハツニシキとほぼ同じ位の強さで決して十分ではないので、極端な多肥栽培はさける。

オ もんがれ病、根ぐされ抵抗性も十分でないので、7月上旬以降の高温時には時々中干等を行ない、根の機能の健全化をはかる。

カ カラバエ抵抗性は弱いので、発生の特に多いおそれのある年次には防除を行なう。また、カラバエの常習多発地帯での栽培はさける。

●宅地建物取引業者の免許について

宅地建物取引業法第3条の規定にもとづき、次の者を宅地建物取引業者として免許した。

昭和42年6月19日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号及び年 月 日	商号又は名称	申請人氏名	取引主任者氏名	主たる事務所の所在地
394 42. 6. 8	中央商事	崔 元 鎬	崔 元 鎬	日立市弁天町1-8-3
395 〃	大甕商事	三 輪 進	三 輪 進	〃 水木町1297
396 〃	東国開発商事	猿 田 政 敏	猿 田 政 敏	鹿島郡神栖村息栖2872
397 〃	青木不動産事務所	青 木 林 太	青 木 林 太	結城市大字結城1160
398 〃	水戸ハウスビュロー	富 永 政	富 永 政	水戸市藤井町122

●昭和42年度吏員昇任<sup>試験</sup>選考<sub>の実施</sub>

昭和42年6月19日

茨城県人事委員会

この試験および選考は、現在主事補・技師補およびこれに相当する職（以下「主事補・技師補等」という。）にある職員を吏員の職（これに相当する職を含む。）に昇任させるために行なうものです。

1 試 験

(1) 職 種

事務・農業・蚕糸・林業・水産・農業土木・土木・建築・その他選考職以外の職

(2) 受 験 資 格

次のアおよびイの資格をともに満たしていることが必要です。

ア 受験申込日現在で、次の職種の区分に応ずる職（臨時のものを除く。）にあること

職 種	職
事 務	事務の職務に従事している主事補（これに相当する職を含む。）
農 業	農業の職務に従事している技師補
蚕 糸	蚕糸 〃
林 業	林業 〃
水 産	水産 〃
農 業 土 木	農業土木 〃

土 木	土木の職務に従事している技師補
建 築	建築 "
その他選考職 以外の職	該当職種 "

イ 試験日(42年8月6日)現在で次の表のそれぞれの学歴区分(これに相当すると人事委員会  
が認めたものについては、当該学歴区分)に応ずる主事補・技師補等としての在職期間を  
有すること(この場合、地方公務員法第22条に規定する条件付採用期間を満了していること)  
が必要です。

学 歴 区 分	在 職 期 間
大 学 卒 ・ 短 大 卒	6 月 以 上
高 校 卒 ・ 旧 中 5 卒	3 年 以 上
旧中4卒・新中卒・高小卒・小卒	4 年 以 上

### (3) 在職期間の計算方法

ア 在職期間は、主事補、技師補等として採用された日の属する月から試験日の属する月まで  
とします。

ただし、次の(ア)～(ウ)に掲げる期間は、主事補、技師補等の在職期間に相当するものとして  
通算することができます。この場合において期間の計算は、本文の在職期間の計算の例によ  
ります。

(ア) かつて、本県の主事補、技師補等としての在職期間

(イ) かつて、本県の臨時職員、事務補等としての在職期間

ただし、臨時職員の在職期間は、月のうち15日以上勤務した月を1月として計算します。

(ウ) 国、人事委員会を置く他の地方公共団体、またはこれに相当すると人事委員会が認める  
機関の主事補、技師補等としての在職期間で人事委員会が認める在職期間

イ 休職および停職の期間は上記アの在職期間から除算します。

ウ 上記アの在職期間については、次の換算表によつて換算するものとします。この場合にお  
いて、月に満たない端数が生じた場合は、切り上げて計算します。

学 歴	実 歴	換 算 歴		特 例
		旧中4卒・新中卒・高小卒・小卒正規職員の職歴	高校卒・旧中5卒正規職員の職歴	
高校卒 旧中5卒	臨時職員事務補等の職歴 1年	/	$\frac{1}{2}$ 年	ただし、昭和33年11月以降当人事委員会の行なつた県職員採用試験に合格し、臨時職員として採用になつた者の当該期間は10割換算します。
" } 前	"	/	$\frac{1}{3}$ 年	
	主事補、技師補等の職歴 1年	/	$\frac{3}{4}$ 年	
旧中4卒 新中卒 高小卒	臨時職員事務補等の職歴 1年	$\frac{1}{2.5}$ 年	/	

(4) 試験の種類および内容

試験の種類および内容は次のとおりです。

試験の種類	出題形式	出題数	試験科目	試験時間
教養試験	事務技術共通 択一式	50題	憲法・地方自治法・地方公務員法・時事問題・資料解釈・国語力	2時間
専門試験	事務 ..... 記述式	40題 ..... 以内	行政法(総論)・民法(総則)・行政判断 ..... 実務能力	2時間
	技術 ..... 択一式または記述式	40題 ..... 以内	それぞれの職種に応ずる職務上必要な専門知識	2時間

(5) 試験の日時、試験地および合格発表

ア 試験の日時——昭和42年8月6日(日)午前9時30分から(9時までに集合のこと)

イ 試験地・試験場

水戸市——県立水戸第二高等学校

土浦市——土浦職業訓練所

下館市——県立下館第一高等学校

ウ 合格通知——昭和42年9月中旬に任命権者・所属長を通じて通知します。

(6) 受験手続および申込票の提出期限

受験申込票は、任命権者を通じて所属長に送付してありますから、受領のうえ、所要事項を記入押印し7月8日(土)から同月22日(土)までに所属長に提出して下さい。

なお、受験申込票は、任命権者を經由して人事委員会あて提出されることになります。

(1) 職 種

下表のA欄に掲げる職

ただし、B欄に掲げる職については、この選考から除外し、別途行ないます。

A	B
1 栄養士	1 診療エックス線技師
2 保健婦	2 歯科衛生士
3 改良普及員	3 歯科技工士
4 職業訓練指導員	4 衛生検査技師
5 児童相談所の判定又は相談及調査をつかさどる職員	5 理学療法士
6 生活指導員	6 作業療法士
7 保育専門学校の専任教員	7 マッサージ師
8 計量検定員	8 助産婦
9 工芸(デザイン)技術	9 看護婦(人)
10 窯業技術	10 准看護婦(人)
11 染織技術	11 寮母
12 機械技術	12 保母
13 速記者	13 無線通信士
14 犯罪鑑識員	14 無線技術士
15 柔剣道指導員	15 船舶職員
16 自動車運転免許試験員	16 建築主事
17 その他人事委員会が認める職	17 司書
	18 児童指導員
	19 職業指導員
	20 その他人事委員会が認める職

(2) 選考資格

次のアおよびイをともに満たしており、かつウまたはエのうちいずれか一方の要件を満たしていることが必要です。

ア 選考申込日現在で主事補・技師補等の職にあること。

イ 特定の資格免許等を必要とする職に昇任する場合にあつては、選考申込日現在で当該資格または、免許等を有すること。

ウ 在職期間およびその計算方法については、1試験の(2)のイおよび(3)の例によるものとする

こと。  
エ 選考日現在で、次の給料以上の給料を受けていること。

適 用 給 料 表	等 級	号 給
行 政 職	5	2
教 育 職 (2)	3	8
研 究 職	4	5
医 療 職 (2)	4	2

(3) 選考の種類および内容

選考の種類および内容は次のとおりです。

選 考 の 種 類	出題形式	出題数	考 査 科 目	考査時間
教 養 考 査	択一式	50題	憲法, 地方自治法, 地方公務員法, 時事問題, 資料解釈, 国語力	2 時 間

(4) 選考の日時, 場所および合格発表

1 試験の5の例による。

(5) 選考手続および申込票の提出期限

1 試験の6の例による。

●昭和42年度小・中学校吏員相当事務職昇任試験の実施

昭和42年6月19日

茨 城 県 人 事 委 員 会

この試験は、現在市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する事務職員のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条に規定する吏員に相当する職員（以下「吏員相当事務職員」という。）の職以外の職（以下「主事補」という。）にある職員を吏員相当事務職員の職に昇任させるために行なうものです。

1 受 験 資 格

受験申込日現在で主事補の職にある者であつて、試験日（42年8月6日）現在で次の表のそれぞれの学歴区分に応ずる主事補としての在職期間を有すること（この場合、地方公務員法第22条に規定する条件付採用期間を満了していること）が必要です。

学 歴 区 分	在 職 期 間
短 大 卒	6 月 以 上
高 校 卒	3 年 以 上

2 在職期間の計算方法

(1) 在職期間は主事補として採用された日の属する月から試験日の属する月までとします。

ただし、次のア〜ウに掲げる期間は主事補の在職期間に相当するものとして通算することができます。この場合において、期間の計算は本文の在職期間の計算の例によります。

ア かつて、本県における市町村の主事補としての在職期間

イ かつて、本県における市町村の臨時職員、事務補としての在職期間。ただし、臨時職員の在職期間は、月のうち15日以上勤務した月を1月として計算します。

ウ その他人事委員会が認める在職期間

(2) 休職及び停職の期間は前号の在職期間から除算します。

(3) 上記(1)の在職期間については、次の換算表によつて換算するものとします。この場合において、月に満たない端数が生じた場合は、切り上げて計算します。

学 歴	実 歴	換 算 歴	特 例
		高校卒正規職員の職歴	
高校卒 } 短大卒 } 後	臨時職員・事務補の職歴 1年	$\frac{1}{2}$ 年	ただし、昭和39年4月以降において当人事委員会が行なつた茨城県市町村立小中学校事務職員採用選考に合格し、臨時職員として採用になつた者の当該期間は10割換算します。
高 校 卒 前	主事補に相当する職員の職歴 1年	$\frac{3}{4}$ 年	
	臨時職員・事務補等の職歴 1年	$\frac{1}{3}$ 年	

3 試験の種類および内容

試験の種類および内容は次のとおりです。

試験の種類	出題形式	出題数	試 験 科 目	試験時間
教養試験	択一式	50 題	憲法・地方自治法・地方公務員法・時事問題・資料解釈・国語力	2時間
専門試験	択一式	40 題	行政法(総論)・民法(総則)・行政判断	2時間
	記述式	以 内	実務能力	

4 試験の日時、試験地および合格発表

(1) 試験の日時——昭和42年8月6日(日)午前9時30分から(9時まで)に集合のこと)

(2) 試験地・試験場

水戸市——県立水戸第二高等学校

土浦市——土浦職業訓練所

下館市——県立下館第一高等学校

(3) 合 格 通 知——昭和42年9月中旬に県教育委員会、所属長を通じて通知します。

5 受験手続および申込票の提出期限

受験申込票は県教育委員会を通じて所属長に送付してありますから受領のうえ、所要事項を記入押印し、7月8日(土)から同月22日(土)までに所属長に提出して下さい。

なお、受験申込票は県教育委員会を経由して、人事委員会あて提出されることになります。

●自動車等運転者の行政処分に関する聴聞

道路交通法第104条の規定による自動車等運転者行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和42年6月19日

茨城県公安委員会委員長 宮 崎 慶 一 郎

- 1 聴聞期日 昭和42年6月29日
- 2 聴聞場所 茨城県警察本部二階会議室
- 3 住所氏名

笠間市飯田1411	植 木 常 夫
西茨城郡岩瀬町大字岩瀬195	海 老 原 治 満
〃 〃 西区26-1	照 沼 利 男
〃 〃 大字岩瀬211	高 野 喬 男
結城郡八千代村大字高崎185-2	安 江 敏
下妻市大字北大宝397-2	大 塚 浩
〃 大字長塚80-2	田 村 福 次 郎
結城郡八千代村大字平塚1804	大 里 実
猿島郡五霞村大字小福田177	下 田 等
〃 三和村大字諸川1329-1	鈴 木 恭 一
〃 境町1758	篠 塚 常 夫
〃 総和村大字磯部103	藤 井 勇
鹿島郡波崎町東明神前9207	小 林 和 夫
〃 〃 3357	岡 野 俊 明
水海道市本町2587-4	中 山 茂
結城市大字結城(白銀町)304	北 野 一 男
稲敷郡牛久町大字岡見2153	橋 本 弘
竜ヶ崎市馴馬町4193	平 野 芳 雄
北相馬郡取手町大字米の井1-2	森 川 輝 雄

東茨城郡美野里町大字大笹398	岩 淵 稔
新治郡八郷町大字小倉713	鈴 木 彦 四 郎
真壁郡明野町大字村田1559	松 崎 重 夫
那珂郡大宮町大字八田1858	野 上 信 男
〃 美和村大字小田野1007	田 沢 幸 雄
高萩市大字安良川663	尹 春 光
那珂湊市積迦町5762	池 田 勝 男
〃 田中後7476—1	河 田 平 八
勝田市大字中根1960	野 沢 孝 男
〃 大字勝倉3433	清 水 勇 四 郎
常陸太田市下河台町1256	大 森 正 夫
東茨城郡茨城町大字奥の谷90—3	浅 野 敏 夫
水戸市西原町6区3766	須 能 満
東茨城郡茨城町大字大戸3627	長 山 征 一
水戸市笠原町1374—6	大 田 金 三 郎
〃 松本町4丁目1482	黒 沢 勝 彦
笠間市大字加賀田133	桜 井 武

■ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ■

# ☆ 茨 城 県 報 ☆

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利・自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は、昭和42年4月1日から送料とも1ヵ月200円であります。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所